

様式第1号（第5条関係）

宇土市地域公共交通会議運賃料金部会の開催を要しない事項について御意見募集します。

企画財政部企画課
令和7年8月22日

宇土市では、地域公共交通の円滑な運営を図るため、宇土市地域公共交通会議運賃料金部会において、下記のような軽微な事項については会議や書面による会議を省略し、委員への報告をもって会議の議決に代えることができるようにすることについて、市民の皆様から御意見を募集します。

【対象となる軽微な事項】

- ・ 均一運賃を適用する特定の路線（花園北部線、花園南部線、網津・緑川線、宇土北部線、轟線）において、競合路線がない、かつ、新たな市町村への乗り入れがない場合に限り、運賃変更を伴わない停留所の新設・変更、路線の付け替えや一部延伸
- ・ 毎年実施されるイベント等に関連した営業割引の実施
- ・ 工事などによる一時的な迂回に伴う路線等の変更
- ・ 新たな決済手段の追加

1 御意見募集の対象

宇土市地域公共交通会議運賃料金部会の開催を要しない事項について

2 御意見募集の期間

令和7年8月22日（金）～令和7年9月5日（金）

3 素案の入手方法

宇土市ホームページに掲載しており、また、企画課窓口、情報公開コーナーでも閲覧できます。

4 御意見の提出先・提出方法

御意見については、パブリックコメント意見書（様式第2号）により、住所、氏名（法人その他の団体である場合は、所在地、名称、代表者の氏名）、連絡先及び市民等であることを明記の上、以下の方法でお送りください。なお、電話や口頭による意見の提出は受付できませんので、御了承ください。

【電子メールでの送付】 kikaku01@city.uto.lg.jp

【郵送での送付】 送付先 〒869-0492（市役所専用）
宇土市 企画課 行

※郵便番号を記載されるだけで、市役所に届きます。

【FAXでの送付】 FAX番号 0964-23-6247

宇土市 企画課 行

5 御意見の取り扱い

提出していただいた御意見の概要と、それに対する市の考え方を、宇土市ホームページなどで一定期間公表いたします。その際、氏名等の情報については公表いたしません。なお、提出していただいた方に、御意見等の取扱いについて個別に回答はいたしませんのであらかじめ御了承ください。